

芦屋海浜公園及び芦屋海浜公園レジャープール
指定管理者

〈業 務 仕 様 書〉

芦 屋 町

第1章 総則

(目的)

第1条 芦屋海浜公園及び芦屋海浜公園レジャープール（以下「本施設」という。）は、地域住民の憩いの場をつくとともに、レジャー施設としての機能や芦屋町の観光振興に寄与するものである。本施設について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づく指定管理者制度によって、民間事業者の能力及びノウハウを活用することにより、利用者サービスの向上、管理運営の効率化及び安全性の確保を図ることを目的として、本施設の管理運営に関する必要な事項を定めるものである。

(指定管理期間)

第2条 指定管理期間は、令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間とする。

(法令等の遵守)

第3条 指定管理者は、本業務の遂行にあたり、地方自治法、労働関係法令、建築基準法、消防法、遊泳用プールの衛生基準、その他関係法令、芦屋町の条例及び規則等を遵守しなければならない。

第2章 施設の概要

(施設の概要)

第4条 本施設の概要は次のとおりとする。

(1) 芦屋海浜公園

①所在地

福岡県遠賀郡芦屋町大字芦屋字芦屋浜（芦屋町大字芦屋 1455-284, 285, 白浜町 1455-102）

②敷地面積

126,078 m²（ただし、レジャープールの敷地面積を除く。）

③公園の位置づけ

芦屋町都市計画公園（都市公園法における位置づけ：都市基幹公園・総合公園）

④施設の内容

- ・芝生広場（わんぱーく）
- ・トイレ（屋外ヨット型トイレ、屋外トイレ）
- ・駐車場（第1駐車場、第2駐車場、第3駐車場、わんぱーく駐車場）
- ・多目的広場（西広場）

- ・東芝生広場
- (2) 芦屋海浜公園レジャープール

①所在地

福岡県遠賀郡芦屋町大字芦屋 1455-284 (芦屋海浜公園内)

②敷地面積

15,886 m²

③施設の内容

(ア) 屋外施設

- ・遊泳用プール (流水プール (長さ 191m)、ちびっこ冒険プール)
- ・ウォータースライダー (長さ 126m)
- ・カフェテリア
- ・外部シャワー
- ・機械室
- ・倉庫

(イ) 屋内施設

- ・ホール、事務室、監視員室
- ・男女トイレ
- ・更衣室

(3) その他

- ①本施設の敷地は、一部財務省からの借受土地及び国土交通省から占有した海岸保全区域を含むため、指定管理業務以外の事業を行うときは、別途申請手続きが必要になる場合がある。
- ②本施設の敷地内には、芦屋町チャレンジショップ事業のための店舗を設置している。
- ③本施設は、遠賀宗像自転車道 (玄海灘・響灘コース) 上に位置しており、サイクリング利用者の休憩所としての利用がある。

【参考資料】①管理区域図 (P. 1)

②建築図面 (P. 2～10)

③電気図面 (P. 11～15)

④設備図面 (P. 16～20)

⑤チャレンジショップ事業概要 (P. 21～22)

⑥遠賀宗像自転車道 (玄海灘・響灘コース) 概要 (P. 23)

第3章 業務の範囲

(指定管理業務)

第5条 指定管理者が行う業務は、次の各号に掲げる業務とする。

- (1) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 施設の運営に関する業務
- (3) 利用料金の徴収に関する業務
- (4) 利用者の安全確保に関する業務
- (5) 観光振興事業の実施に関する業務

第4章 指定管理者の業務

(施設及び設備の維持管理)

第6条 指定管理者は、本施設の建築物、機械設備、電気設備、給排水設備、遊具、スライダー設備その他付帯設備（以下「施設等」という。）について、常に良好な状態に維持管理しなければならない。

(施設等の点検)

第7条 指定管理者は、施設等の維持管理のため、日常点検（指定管理者が休日を除き毎日行う簡易的な点検をいう。）及び定期点検（法令または本仕様書に基づき指定管理者が定期的に行う点検をいう。）を行わなければならない。

- 2 指定管理者が行う施設等の日常点検は、目視、触診、打診等の方法により、変状や異常の有無を確認することで行い、その結果は月ごとに整理のうえ、第30条に定める事業報告書と併せて芦屋町に提出しなければならない。
- 3 指定管理者が行う定期点検は、施設及び設備の点検一覧（【参考資料】⑦施設及び設備の点検一覧（P.24～25））に定めるところにより行い、その結果については、速やかに芦屋町に報告しなければならない。
- 4 指定管理者は、日常点検及び定期点検において、変状または異常を発見した場合は、ただちに応急措置を講じたうえで、速やかに芦屋町に報告しなければならない。
- 5 指定管理者は、施設等のうち、遊具の日常点検及び定期点検にあたっては、「公園施設の安全点検に係る指針について（平成27年4月国土交通省）」及び「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第3版、令和6年6月国土交通省）」に準じて行わなければならない。
- 6 遊具の定期点検の標準的な作業内容は、「遊具の安全に関する規準（JPFA-SP-S）（令和6年4月一般社団法人日本公園施設業協会）」によるものとし、点検者は、一般社団法人日本公園施設業協会認定の公園施設製品安全管理士、公園施設製品整備技士、公園施設点検管理士、公園施設点検技士のいずれかの有資格者でなければならない。
【参考資料】⑦施設及び設備の点検一覧（P.24～25）

(施設の日常清掃)

第 8 条 指定管理者は、本施設の敷地内、トイレ、通路等について、その利用頻度に応じて適宜清掃を実施し、常に清潔な状態を保持しなければならない。

【参考資料】⑧施設及び設備の日常清掃 (P. 26)

(施設敷地内の樹木等の維持管理)

第 9 条 指定管理者は、本施設敷地内の樹木、芝生、植込等について、適宜点検を行い、剪定や草刈等の景観の維持に必要な措置を行わなければならない。

【参考資料】⑨-1 樹木、芝生等の草刈・剪定頻度 (P. 27)

⑨-2 樹木、植込等位置図 (P. 28)

(施設敷地内の堆積飛砂の除去)

第 10 条 海岸からの飛砂の除去は、原則として海岸管理者である福岡県が行う。ただし、堆積した飛砂により公園利用に支障がある場合は、福岡県に連絡のうえ、公園利用者の安全確保のため、適切に対応すること。

(遊泳用プールの水質及び衛生管理)

第 11 条 指定管理者は、「遊泳用プールの水質及び衛生管理について（平成 19 年 5 月厚生労働省通達）」（以下「衛生基準」という。）に定めるところに従い、遊泳用プールの適切な水質を維持しなければならない。

2 指定管理者は、前項に定める水質を維持するため、芦屋海浜公園レジャープールの利用期間において、利用時間前及び利用時間中に 1 日 2 回以上の水質検査を実施し、その結果を記録、保存しなければならない。また、異常が確認された場合は、適切な対応を取ったうえで、速やかに芦屋町に報告しなければならない。

(施設の運営)

第 12 条 指定管理者は、本施設の設置目的に従い、来場者への案内、本施設の使用料または利用料の徴収、遊泳用プール利用者の監視、付帯施設の営業を、効率的かつ効果的に行わなければならない。

2 指定管理者は、本施設が公の施設であることを踏まえ、特定の団体等に有利または不利となる取り扱いを行ってはならない。

3 指定管理者は、本施設の管理運営に係る各種規程等を定める場合は、芦屋町と事前に協議を行わなければならない。

(利用期間等)

第 13 条 本施設の利用期間は、次の各号のとおりとする。

- (1) 芦屋海浜公園 通年
 - (2) 芦屋海浜公園レジャープール 7月第2土曜日から8月31日まで
- 2 本施設の利用時間は、次の各号のとおりとする。
- (1) 芦屋海浜公園 常時利用を可能とする（ただし、車両の進入は第24条に定める駐車場の利用時間内に限る。）。
 - (2) 芦屋海浜公園レジャープール 午前9時30分から午後6時30分まで
- 3 前2項の規定に関わらず、指定管理者は、あらかじめ芦屋町の承認を得て、本施設の利用期間、利用時間の変更を行うことができる。

(管理棟)

- 第14条 指定管理者は、前条の利用期間及び利用時間に関わらず、芦屋海浜公園の利用者の受付、休憩場所の提供、トイレの提供、問い合わせ対応等のため、午前8時30分から午後5時までの間（芦屋海浜公園レジャープールの利用期間中は、午後6時30分までの間）、管理棟を開放しなければならない。ただし、第4項で定める管理棟の休日を除く。
- 2 前項に定める管理棟の開放時間は、あらかじめ芦屋町の承認を得て変更することができる。
- 3 指定管理者は、前2項に定める管理棟の開放時間内において、本施設の適切な管理、緊急対応等のため、原則として1名以上を管理棟内の事務所に常駐させなければならない。
- 4 指定管理者は、原則として、毎週月曜日（祝日の場合は翌営業日）と毎年12月28日から翌年1月3日までの間を管理棟の休日とすることができるほか、あらかじめ芦屋町の承認を得て、その他の日を管理棟の休日として定めることができる。ただし、芦屋海浜公園レジャープールの利用期間中は、原則として、管理棟の休日を定めることはできない。

(人員配置)

- 第15条 指定管理者は、次に掲げる人員を必ず配置しなければならない。
- (1) 管理責任者 1名以上
 - (2) 防火管理者 1名以上
 - (3) 公園管理者 1名以上
 - (4) プール管理者 1名以上
 - (5) プール衛生管理者 1名以上
- 2 前項に定める人員は、それぞれ次に掲げる要件に該当する者でなければならない。
- (1) 管理責任者 都市公園またはレジャー施設の管理経験を有する者
 - (2) 防火管理者 消防法施行令（昭和36年政令第37号）に定める防火管理者となる

者

- (3) 公園管理者 都市公園またはレジャー施設の遊具、施設、樹木等の管理経験を有する者
 - (4) プール管理者 日本赤十字社「水上安全法救助員」「救急法救急員」、公益財団法人日本スポーツ施設協会「水泳指導管理士」、公益財団法人日本水泳連盟「水泳指導員」のいずれかの資格を有する者
 - (5) プール衛生管理者 公益社団法人日本プールアメニティ協会または一般社団法人日本スイミングクラブ協会等が実施する講習を受講したプール衛生管理者となる者
- 3 前項に定める人員のうち、公園管理者、プール管理者、防火管理者は、管理責任者による兼務ができるものとする。
- 4 第1項に定める人員配置は必要最低限のものであり、指定管理者は、来場者数実績を踏まえ、施設の適正な維持管理や運営、利用者の安全性の確保に必要な人員を配置しなければならない。

【参考資料】⑮-2 内訳表 (P. 37)

※プール利用料内訳のうち年間利用者実績数を参照

(プールの監視体制の構築)

- 第16条 芦屋海浜公園レジャープールの営業においては、利用者が安全で快適に遊泳できるよう、プールサイド監視台、ちびっこ冒険プール、ウォータースライダーのほか必要な箇所に監視員を配置しなければならない。
- 2 配置する監視員は、消防署等が主催する普通救命講習または上級救命講習、他の実施機関の主催するこれと同等以上の救命講習を受講した者でなければならない。
 - 3 配置する監視員は、利用者が明確に判別できるよう服装を統一するとともに、威圧感等を与えないよう努めなければならない。

【参考資料】⑩現行のレジャープールの監視体制 (監視員配置図) (P. 29)

(カフェテリアの営業義務)

- 第17条 指定管理者は、芦屋海浜公園レジャープールの利用期間において、プール利用者に対し、利用者サービスの向上のため、カフェテリアでの軽食の販売を行わなければならない。
- 2 指定管理者は、カフェテリアで販売する品目・価格等販売にあたり必要な資格・許可等を取得済みであることを証する書類を、毎年度、少なくとも芦屋海浜公園レジャープールの利用開始日の1か月前までに芦屋町へ提出しなければならない。
 - 3 カフェテリアの営業を再委託する場合は、前項に定める提出物のうち、販売にあたり必要な資格・許可等を取得済みであることを証する書類は、再委託先のものとする。

【参考資料】②建築図面 (P. 2～10)

※カフェテリアの設置位置及び設備等図面 (P. 5)

③電気図面 (P. 11～15)

※カフェテリアの電気設備平面図 (P. 15)

(海水浴場との相互利用)

第 18 条 指定管理者は、芦屋海浜公園レジャープールの運営にあたり、レジャープール利用者が、芦屋海岸に開設される海水浴場を利用するために一時退場及び再入場を希望する場合は、これを認めなければならない。

2 指定管理者は、第 1 項に定めるもののほか、本施設の立地性を生かした運営に努めなければならない。

3 指定管理者は、海水浴場との相互利用にあたり、事前に芦屋町と協議を行わなければならない。

(利用者への広報業務)

第 19 条 指定管理者は、本施設の利用者の増加を図るため、本施設における遊具等の設置状況に加え利用時間や使用料及び利用料金等の情報を掲載したホームページの作成、公開のほか、必要な広報を行わなければならない。

(利用者の意見収集及び分析)

第 20 条 指定管理者は、本施設の利用者に対し、適宜、満足度及び改善点等に係る意見収集のためのアンケートを実施し、その集計及び分析を行ったうえで、その結果を反映すること。

2 前項による利用者アンケートの集計、分析結果及び改善案は、第 30 条に定める事業報告書と合わせて芦屋町へ提出しなければならない。

(利用者のサービス向上及び観光振興への取り組み)

第 21 条 指定管理者は、本施設の利用者サービスの向上や利便性の向上、芦屋町の観光の振興のため、管理運営方法の工夫や改善、観光に資する取り組みを積極的に実施するよう努めなければならない。

(公園の使用許可及び使用料の徴収)

第 22 条 指定管理者は、芦屋町都市公園設置及び管理条例（昭和 44 年条例第 12 条。以下「公園条例」という。）及び同条例施行規則に定めるところにより、希望者より

公園使用申請を受け付け、審査を行わなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の審査の結果に応じて、申請者に対し、許可または不許可通知を行ったうえで、第 30 条に定める事業報告時に、とりまとめて町に報告しなければならない。
- 3 指定管理者は、公園条例及び同条例施行規則に定めるところにより、公園使用料を定めるとともに、前項の規定による公園使用許可を行った場合は、許可を受けた者から使用料を徴収しなければならない。
- 4 指定管理者は、公園条例に定めるところにより、前項の規定により徴収した使用料を、指定管理者の収入として収受するものとする。

【参考資料】①利用料金等一覧 (P. 30)

②主な公園使用料収受事業一覧 (P. 31)

(プールの利用料の徴収)

第 23 条 指定管理者は、芦屋海浜公園レジャープール設置及び管理運営に関する条例（平成 18 年条例第 46 号。以下「プール条例」という。）及び同条例施行規則に定めるところにより、芦屋海浜公園レジャープールを利用しようとする者から、利用料金を徴収しなければならない。

- 2 前項の規定による利用料金の徴収は、指定管理者が導入する券売機により行うものとし、徴収した利用料金の額を、7 月分を同年 8 月 10 日までに、8 月分を同年 9 月 10 日までに、それぞれ芦屋町に報告しなければならない。なお、本項に規定する券売機の導入及び維持管理に要する費用は指定管理者が負担する。
- 3 指定管理者は、プール条例に定めるところにより、第 1 項の規定により徴収した利用料金を指定管理者の収入として収受するものとする。

【参考資料】①利用料金等一覧 (P. 30)

(駐車場の管理)

第 24 条 芦屋海浜公園駐車場においては、次の各号に定める時間帯を利用時間とし、利用時間以外は、芦屋海浜公園出入口のバリカーにより、車両の進入を制限しなければならない。

- (1) 3 月から 6 月 午前 7 時～午後 6 時
- (2) 7 月から 8 月 午前 7 時～午後 10 時
- (3) 9 月から翌年 2 月 午前 7 時～午後 5 時

- 2 前項に定める芦屋海浜公園駐車場の利用時間は、本施設を活用したイベントの実施などのために必要な場合、芦屋町との協議により、変更することができる。
- 3 前 2 項に定める芦屋海浜公園駐車場の利用時間は、芦屋町から一時的な変更の指示があった場合、その指示に従い変更しなければならない。なお、この変更により発生

する費用負担については別途協議する。

(駐車場の利用料の徴収)

第 25 条 指定管理者は、公園条例及び同条例施行規則に定めるところにより、芦屋海浜公園駐車場を利用しようとする者から、利用料金を徴収しなければならない。

2 前項の規定による利用料金の徴収は、毎年 7 月 1 日から同年 8 月 31 日までの間の午前 7 時から午後 10 時まで行うものとする。

3 第 1 項の規定による利用料金の額は、公園条例及び同条例施行規則に定めるところによる。

4 指定管理者は、第 1 項の規定により徴収した利用料金を、7 月分を同年 8 月 10 日までに、8 月分を同年 9 月 10 日までに、それぞれ芦屋町に報告するとともに、徴収した利用料金は、同日までに芦屋町に納入しなければならない。

【参考資料】⑩利用料金等一覧 (P. 30)

(事故・犯罪防止及び対応)

第 26 条 指定管理者は、芦屋海浜公園内での事故・犯罪の発生を未然に防ぐために必要な措置を取るとともに、芦屋海浜公園レジャープールの利用期間においては、「衛生基準、プールの安全標準指針」(平成 19 年 3 月文部科学省・国土交通省指針。以下「安全標準指針」という。)に準じ、溺水事故、転倒事故その他利用者の生命身体に危険を及ぼす事故の他、犯罪発生の防止に万全を期さなければならない。

2 指定管理者は、本施設内で事故・犯罪が発生した場合は、ただちに警察及び救急に通報するとともに、速やかに芦屋町へ報告しなければならない。

3 指定管理者は、侵入者による事故・犯罪を防ぐため、指定管理者が本施設に不在となるときは、管理棟及びプールサイドへの侵入を感知する機械式センサー、自動通報システムを用いた機械警備を実施しなければならない。

4 指定管理者は、前項に定める機械警備に加え、芦屋海浜公園レジャープールの利用期間において、指定管理者が本施設に不在となるときは、最低 1 名の警備員を配置し、事故・犯罪の防止を図らなければならない。

【参考資料】⑬機械警備概要 (P. 32)

(AED の設置及び救急対応)

第 27 条 指定管理者は施設内に自動体外式除細動器 (AED) を設置し、常時使用可能な状態に保持するとともに、急病人等が発生した場合は、救急対応を行うこと。また、AED を使用した場合は、遅滞なく芦屋町へ報告すること。

(観光振興事業)

第 28 条 指定管理者は、本施設の設置目的を踏まえ、芦屋町の行う観光事業に関し、管理棟を含む本施設の優先的な利用、人的支援、その他必要な協力を努めなければならない。

2 指定管理者は、芦屋町の観光の発展に寄与するため、次の各号に掲げる業務を行わなければならない。

(1) あしや砂像展事業に係る会場運營業務

(2) その他芦屋町が実施する観光振興事業に係る業務

3 前項に定める業務の詳細は、次のとおりとし、費用については別途芦屋町が負担する。

(1) あしや砂像展事業に係る会場運營業務 あしや砂像展の運営に係る受付業務、会場巡視業務、駐車場整理業務、会場内ゴミ収集運搬業務

(2) その他芦屋町が実施する観光振興事業に係る業務 芦屋町との協議により決定した業務

【参考資料】⑭-1 あしや砂像展事業に係る会場運營業務概要 (P. 33～34)

⑭-2 あしや砂像展事業に係る会場運營業務費用試算 (P. 35)

(事業計画)

第 29 条 指定管理者は、施設等の維持管理、施設の運営、人員配置、利用者の安全確保、観光振興事業に関し、単年度ごとの具体的な運営方針、運営体制、年間スケジュール及び事業費を明記した事業計画書を作成し、毎年度、当該年度の前年度 9 月末日までに、芦屋町へ提出しなければならない。ただし、指定期間初年度に限っては、当該年度の 4 月末日までに提出しなければならない。

(事業報告)

第 30 条 指定管理者は、年間の施設の利用実績、指定管理業務及び観光振興事業の実施状況、収支状況等を記載した事業報告書に、法定点検実施報告書のほか必要な添付資料を付して、翌年度の 4 月末日までに芦屋町へ提出しなければならない。

2 指定管理者は、月間の施設の利用実績、指定管理業務及び観光振興事業の実施状況、その他特記事項を記載した業務報告書に、法定点検実施報告書のほか、必要な添付資料を付して、翌月 10 日までに町へ提出しなければならない。

第 5 章 指定管理に要する費用

(指定管理に要する費用)

第 31 条 指定管理に要する費用は、本施設の管理運営に要する一切の経費とし、第 21 条及び第 22 条に定める公園使用料及びプール利用料等（以下「施設使用料等」とい

- う。)を充てるものとする。
- 2 芦屋町は、指定管理者に対し、施設の維持管理に係る人件費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、負担金、原材料費、その他施設の管理運営に要する経費（ただし、第36条に定める自主事業に要する経費を除く。）から施設使用料等を差し引いた額を、指定管理料として、単年度につき17,000千円を上限に予算の範囲内で支払う。
 - 3 指定管理料の具体的な金額、支払方法、支払時期は、指定管理者の選定時に提案された収支予算書を参考に、別途協定書により定める。

【参考資料】⑮-1 管理実績一覧表 (P. 36)

⑮-2 内訳表 (P. 37～39)

(会計処理の独立管理)

第32条 指定管理者は、指定管理に関する会計処理は独立した口座で管理し、経理状況に関する帳簿等を整理しておかなければならない。

(消耗品等の調達)

第33条 指定管理者は、施設運用に支障をきたさないよう、必要な消耗品等を適宜調達しなければならない。

(備品等の管理)

第34条 指定管理者は、芦屋町が貸与する備品等の管理を行わなければならない。

- 2 指定管理者は、芦屋町が貸与する備品等が経年劣化等により更新が必要なときは、毎年7月上旬までに芦屋町に報告しなければならない。ただし、緊急性を有する場合はこの限りではない。

【参考資料】⑯備品管理台帳 (P. 40～49)

(施設等の修繕及び工事)

第35条 施設等の修繕（部品の取替及び建築物等の小修繕で、一般的に小規模で、かつ使用価値及び効用の減少を防ぎ、施設本体の維持管理、原状復旧を目的とするものをいう。）のうちその費用が10万円未満のものは、原則として指定管理者が行う。

- 2 施設等の修繕のうちその費用が10万円を超えるもの、施設等の工事（移転、除去、改修等を含む。）は、協議により定める。
- 3 指定管理者は、指定管理業務にあたり施設等の工事が必要な場合は、毎年7月上旬までに芦屋町へ報告しなければならない。ただし、緊急性を有する場合はこの限りではない。

【参考資料】⑰改修・修繕履歴 (P. 50)

⑱今後町負担で実施予定の改修工事 (P.51)

(施設の運用に係るリスク分担)

第 36 条 指定管理期間内の主な責任分担については、別紙「リスク分担表」によるものとし、これに記載されていないものについては、別途協議のうえ定める。

第 6 章 自主事業

(自主事業)

第 37 条 指定管理者は、本施設の利用者サービスの向上や利便性の向上、芦屋町の観光の振興のため指定管理業務の実施を妨げない範囲に限り、指定管理者の責任により、指定管理業務以外の事業（以下「自主事業」という。）を行うことができる。

(自主事業に関する経理)

第 38 条 自主事業の収支については、本指定管理業務に係る収支と区分して経理しなければならない。

(自主事業計画書)

第 39 条 指定管理者は、自主事業を行おうとするときは、実施の 1 ヶ月前までに自主事業計画書及び収支予算書を芦屋町に提出し、予め承認を得なければならない。

(自主事業の実施に伴う諸手続き)

第 40 条 指定管理者は、自主事業の実施にあたり、本施設の設置目的と異なる使用を伴う場合は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 7 項に基づく目的外使用許可を芦屋町から受けなければならない。

(自主事業報告書)

第 41 条 指定管理者は、自主事業を実施したときは、年度ごとに自主事業報告書及び収支決算書を作成し、第 30 条に定める事業報告書と併せて芦屋町に提出しなければならない。

(自主事業による収益の取り扱い)

第 42 条 指定管理者は、自主事業によって収益が生じた場合、これを収受することができる。

第 7 章 その他

(保険の加入)

第 43 条 指定管理者は、指定管理開始日までに、施設賠償責任保険及び利用者事故に対応可能な保険に加入しなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定により必要な保険に加入した場合、その保険に係る証書の写しを速やかに芦屋町へ提出しなければならない。

(秘密保持義務)

第 44 条 指定管理者は、本業務により知り得た個人情報を適切に管理するとともに、本業務により知り得た秘密を他に漏らし、または自己利益のために利用してはならない。なお、指定管理者の期間が満了し、または指定を取り消された後においても同様とする。

(指定管理者の文書の公開)

第 45 条 指定管理者は、本業務の実施にあたり作成または保有する文書については、芦屋町情報公開条例（昭和 61 年 12 月 26 日条例第 38 号）第 7 条の 2 の規定に基づき、公開に努めるものとする。

2 指定管理者は、前項に定める文書の閲覧、写しの交付等の申出があったときは、その旨を芦屋町に通知するとともに、当該文書の写しを提出しなければならない。

(再委託の禁止)

第 46 条 指定管理者は、本指定管理に係るすべての業務を一括して他の事業者にも再委託してはならない。ただし、必要に応じて業務の一部を再委託することは妨げない。

2 指定管理者は、業務の一部を再委託するときは、芦屋町に本店、支店又は営業所を有する事業者を優先して選定するとともに、事前に芦屋町の承諾を得なければならない。

【参考資料】⑲現行の再委託業務一覧（P. 52）

(指定管理者に対する監督)

第 47 条 芦屋町は、必要があると認めるときは、指定管理者に対し、本業務または経理の状況について報告を求め、実地調査を行い、または必要な指示をすることができる。

2 指定管理者は、前項の規定による芦屋町からの報告を求め、実地調査または指示を正当な理由なく拒否してはならない。

(指定の取消し)

第 48 条 芦屋町は、指定管理者が必要な指示に従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消すことができる。

2 前項の規定による指定の取消しにより芦屋町に損害が発生するときは、指定管理者はこれを賠償しなければならない。

3 第 1 項の規定による指定の取消しにより指定管理者に損害が発生するときは、芦屋町はこれを賠償する責任を負わない。

(業務の継続が困難となった場合の措置)

第 49 条 指定管理者は、業務の継続が困難となった場合、またはそのおそれが生じた場合は、速やかに芦屋町に報告しなければならない。

2 指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難となった場合、芦屋町は指定管理者の指定を取り消すことができる。また、この取消しにあたっては、前条の規定を準用する。

3 芦屋町及び指定管理者のいずれも責めに帰すことができない事由によって、業務の継続が困難となった場合は、業務の継続の可否について両方で協議を行い決定するものとする。また、芦屋町は、協議結果に応じて、または協議が整わない場合であって、必要な場合はその指定を取り消すことができる。

4 前項の規定によって芦屋町が指定管理者の指定を取り消した場合であって、芦屋町または指定管理者に損害が生じたときは、相互にその賠償責任を負わない。

(業務の引継ぎ)

第 50 条 指定管理者は、指定期間が満了したときの他、前 2 条の規定に基づく指定の取消しを受けた場合、次期指定管理者が円滑かつ支障なく本業務を遂行できるよう、誠意をもって業務の引継ぎを行わなければならない。

2 指定管理者は、業務の引継ぎに要する費用を負担しなければならない。また、引継ぎを適切に行わなかったことに起因して、芦屋町に損害が生じた場合は、これを賠償する義務を負う。

(疑義の対応)

第 51 条 本仕様書に定めるもののほか、本施設の指定管理に係る疑義が生じた場合、その取扱いについては、芦屋町と指定管理者の協議により定める。

■芦屋海浜公園及び芦屋海浜公園レジャープール指定管理に係るリスク分担表

No.	リスク区分	具体的な内容	負担区分	
			指定管理者	町
1	申請コスト	申請費用の負担	○	
2	資金調達	必要な資金の確保	○	
3	法令改正	施設の管理運営に影響を及ぼす法令変更		○
4		指定管理者に影響を及ぼす法令変更	○	
5	税制度の変更	施設の管理運営に影響を及ぼす税制変更		○
6		一般的な税制変更	○	
7	物価変動	予見できない著しい物価変動による経費の増	協議事項	
8	金利変動	金利変動による経費の増	○	
9	政治	首長交代、政策方針の転換、町の財政破綻等による指定管理の中止または変更、コスト増大		○
10	債務不履行	指定管理者の債務不履行による指定管理業務の遅延、不履行	○	
11	利用者対応	指定管理者が適切に管理すべき業務に関する苦情・問題	○	
12	事故・火災等	事故、火災等によって施設及び設備等の損傷のうち指定管理者の責めに帰すもの	○	
13	利用者等への賠償	指定管理者の責めに帰すべき事由により第三者へ損害を与えた場合の賠償	○	
14		本施設の瑕疵により第三者へ損害を与えた場合の賠償		○
15	不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、落雷、洪水、地震、津波、地滑り、テロ、暴動その他自然的または人為的な現象で通常の予測を超えるもの）を事由に生じた損害及び費用負担	協議事項	
16	施設等の 損傷・修繕	指定管理者の責めに帰すべき事由によるもの	○	
17		施設等の設計、構造上の原因によるもの		○
18		施設等の改造、改修、更新、長寿命化に係るもの		○
19		施設等の修繕で1件10万円以下のもの	○	
20		施設等の修繕で1件10万円を超えるもの	協議事項	
21	個人情報保護	業務に関連して取得した利用者等の個人に関する情報の漏洩等による利用者等への対応	○	
22	利用料金の徴収	利用料金の徴収、返還及び減免	○	
23	事業終了時の費用	事業終了、指定取消しの場合の原状回復及び費用負担	○	
24	引継ぎ費用	現行指定管理者または次期指定管理者との引継ぎに要する費用	○	
25	不法投棄	不法投棄物の撤去	○	
26	営業中止	施設の大規模改修に伴う営業中止に係る損害	協議事項	
27	その他	その他本分担表で分類することが困難なもの	協議事項	